

平成30年度熊本県公立学校事務職員協会秋季研究会

実務研修Ⅱ 給与関係

「時間外勤務手当、特殊勤務手当について」

学校人事課 学校事務支援班

- 1 時間外勤務手当について（15分）
- 2 特殊勤務手当について（15分）



時間外手当・特殊勤務手当

1

時間外勤務手当に係る用語説明

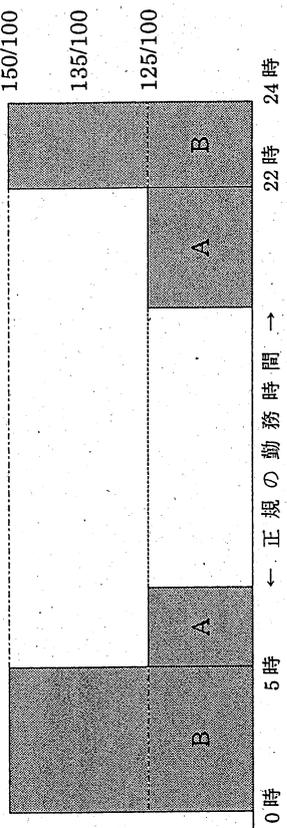
- 1日の勤務時間 ...7時間45分
- 1週間の勤務時間...38時間45分
- 週休日(勤務を割りふらない日)...土曜日及び日曜日
- 休日...祝日法による休日(勤労感謝の日など)
年末年始の休日(12月29日から1月3日の期間)
- 週休日の振替...週休日に勤務を割りふった日を起算日として、
前4週後8週の期間に週休日を振り替えることができる

2

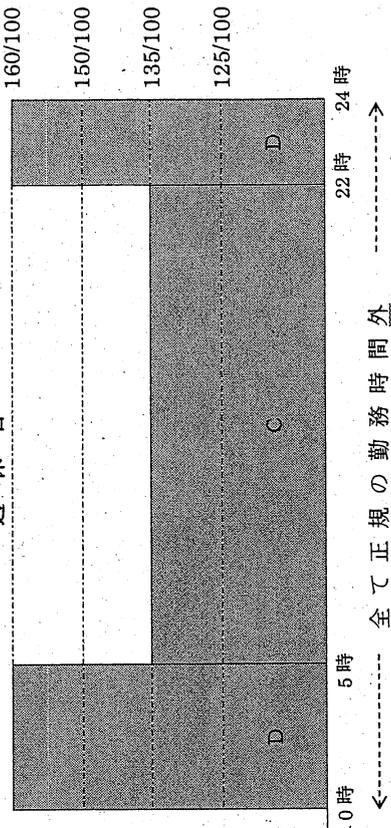
対象日	時間	支給割合	関係条文
勤務日	5:00～（勤務開始） （勤務終了）～22:00	※注① 125/100	条例第13条第1項第1号 規則第2条第1項第1号（125/100）
	22:00～翌5:00	150/100	条例第13条第1項第1号 条例第13条第1項括弧書（25/100 加算） 規則第2条第1項第1号（125/100）
週休日	5:00～22:00	135/100	条例第13条第1項第2号 規則第2条第1項第2号（135/100）
	22:00～翌5:00	160/100	条例第13条第2項第2号 条例第13条第1項括弧書（25/100 加算） 規則第2条第1項第2号（135/100）
休日（祝日・年末年始）	注② （勤務開始）～ （勤務終了）	135/100	条例第14条（休日勤務手当） 規則第13条（休日勤務手当の支給割合）（135/100）
	5:00～（勤務開始） （勤務終了）～22:00	135/100	条例第13条第1項第2号 規則第2条第1項第2号（135/100）
	22:00～翌5:00	160/100	条例第13条第1項第2号 条例第13条第1項括弧書（25/100 加算） 規則第2条第1項第2号（135/100）
	あらかじめ割り振られていた1週間の正規の勤務時間外に、正規の勤務時間を割り振られた勤務した時間	25/100	条例第13条第3項 規則第2条第4項（25/100）
	あらかじめ割り振られていた7時間45分を超えて1日の正規の勤務時間を割り振られた7時間45分を超える時間	25/100	条例第13条第4項 規則第2条第4項（25/100）

条例：熊本県一般職の職員等の給与に関する条例
規則：熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則

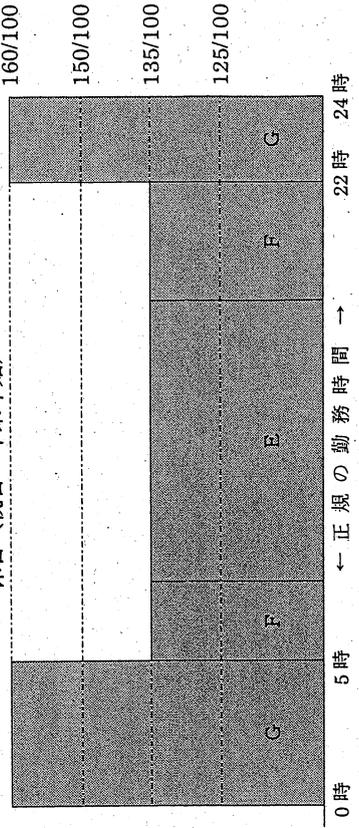
勤務日（休日を除く）



週休日



休日（祝日・年末年始）

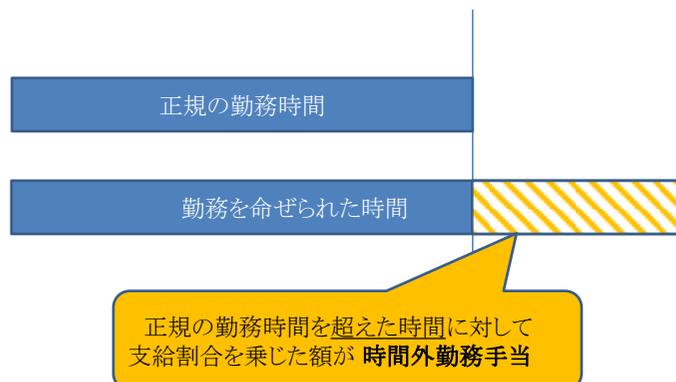


時間外勤務手当の支給割合

- 別紙のとおり

3

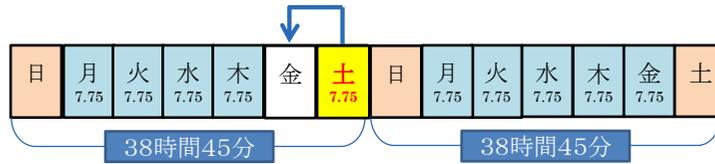
時間外勤務手当の基本的な考え方



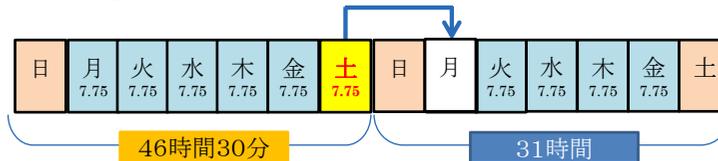
4

週休日の振替と時間外勤務手当 (25/100)

- 同一週内における振替...時間外手当支給対象外



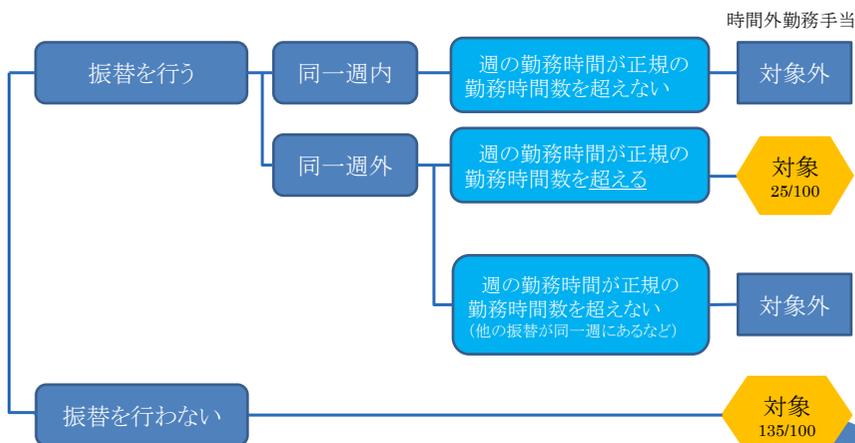
- 同一週外における振替



割振り前の正規の勤務時間を超えた
7時間45分について時間外手当
(25/100)を支給

5

例) 土曜日に勤務した場合



6

勤務時間数及び端数処理

- 月の全時間数により計算
- 支給割合ごとに各別に計算した時間数
- 1時間未満の端数処理を生じた場合、30分以上切上

(例) 月の時間外実績

- 25/100 23時間15分 → 23時間
- 135/100 7時間45分 → 8時間

7

勤務時間数及び端数処理

- 例題
平成30年8月27日に8月分の時間外実績を取りまとめ報告。
8月31日までの時間外実績分は翌月に報告。
それぞれ報告する時間は何時間か。

各実績

- ①(8月報告分)8月1日～8月27日までの時間外
・・・5時間30分(支給割合25/100)
- ②(9月報告分)8月28日～31日までの時間外
・・・1時間30分(支給割合25/100)

8

